

平成19年度

事業計画書（変更後）
収支予算書（補正後）

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

財団法人 流通システム開発センター

平成19年度

事業計画書（変更後）

平成19年度 事業計画書（変更後）

I 基本認識及び基本方針

1 基本認識

わが国流通関連業界は、少子化等の進展に伴い今後とも急速な拡大は望みにくい消費構造の変化や止むことのない消費者要求の高度化等を背景とする業態を超えた競争の激化に対応するための急速な変革の只中にある。

この中で、サプライチェーンの一層の効率化は喫緊の課題であり、JAN商品コード／GLN事業所コード、EPC電子タグ、JICFS商品データベースなど同効率化に不可欠な標準化のための基本インフラを提供する重責を担う財団法人流通システム開発センターに対する期待は、今後ともますます拡大する。

また、従来型の消費財サプライチェーンにとどまらず、既に一般化したコンビニエンスストアにおける公共料金等の支払いにおける利用を嚆矢として、最近ではインターネット楽曲配信における楽曲識別、また病院用医薬品・医療器具等の識別にもJANコードの活用が開始されており、さらにEPC電子タグの広がりと共に航空機関連産業や化学産業等の工業分野でも新たな利用可能性の検討が始まるなどしており、新規分野のための研究開発・普及事業も重要性を増していく。

さらに、経済産業省が委託事業として推進している「流通システム標準化事業」において当センターは個別事業のほかに全体事業のコーディネータ役を担っており、実装段階に入った同事業に今後とも積極的に参画していくとともに、成果の普及に努めることが重要。

また、流通国際標準作成プロセスにおけるわが国からの発信はこれまで必ずしも十分ではなく、わが国に対する国際的な期待が高まっている現状を踏まえ、当センターからの発信に努めるとともに、わが国企業の発信能力を高めるための支援を行うことが重要。

他方、当センターの収入構造の現状を見ると、

収入の太宗を支える J A Nコード登録収入については、制度成熟に伴い新規申請件数の減少、申請者規模の縮小がみられ、増収傾向にも頭打ちが見られる。

また、E P C電子タグ事業については、いまだ需要開拓期であり、安定的な収入源となるまではなお時間を要する現状にある。

データベース事業については、平成 4 年度から続いてきた経済産業省中小企業庁からの補助金が平成 17 年度を持って終了した J I C F Sデータベース事業（平成 17 年度補助金実績 77 百万円）について、平成 18 年度において利用料収入の増収と費用節減を実現しつつあるが、いまだその影響を完全には吸収し切れていない状況にある。

このような制約要因を克服しながら、流通標準化促進におけるわが国のセンターとしての当財団に対する上記期待・要請に積極的に対応していくことが必要。

また、平成 18 年 6 月に公益法人改革関連諸法が公布され今後のスケジュールが確定したこと、また、平成 19 年中に関連細目が公表される予定であることを踏まえ、当センターの新制度下におけるあり方及び組織の検討を行うとともに、当センター事業のガバナンス及び透明性を更に高めていくことが重要。

2 基本方針

以上のような現状を踏まえ、平成 19 年度にあっては、次の基本方針により事業に取り組むものとする。

- ① 新規分野への普及及び事業運営の効率化に努めつつ、平成 18 年度単年度で終了する大規模システム開発事業を除き、平成 18 年度実績見込み以上の自主事業を行う。
- ② 経済産業省委託事業の公募に応じ積極的に参画するとともに、成果普及に努める。
- ③ 流通国際標準作成作業に積極的に参画するとともに、わが国企業からの発信支援を強める。
- ④ 新公益法人制度下における当財団のあり方及び組織についての検討を急ぐとともに、それ以前においてもガバナンス及び透明性の確保について一層の努力を行う。

II 事業計画（変更後）

上記の基本方針に基づき、下記のとおり、各事業を実施するものとする。

1 流通コード登録事業

平成19年度においても、各種流通コードの登録事業を引き続き行う。

(1) 登録管理

次表に掲げる7種類の流通コードについて、厳格な情報管理を踏まえつつ適正な情報提供を継続していくために、新規及び更新の登録、維持管理並びにコード管理システムの充実を図る。

なお、業務遂行に当たっては、今後とも、日本商工会議所、全国商工会連合会、共通雑誌コード管理センター、日本図書コード管理センター等との業務提携を維持しつつ推進する。

JANコード
定期刊行物コード（雑誌）
書籍JANコード
グローバル・ロケーション・ナンバー（GLN）
共通取引先コード
クレジット企業コード
標準センターコード

(2) コード事業

コード事業として実施する主な事項は、次のとおりである。

① JANコード

近時、新規の利用分野として、iPod等による音楽配信のような目に見えない商品をも含めたインターネットショッピングにおける商品識別コードとしても活用され始め、また、医薬品業界においても広く活用が検討されているほか、後記EPC事業の展開に伴い、航空、化学産業等これまでJANコードになじみの薄い工業分野へのJANコード展開の可能性も見えてきている。こうした状況も踏まえ、新規分野の方にJANコードを更に広く理解していただくための活動を強化する。

② グローバル・ロケーション・ナンバー（GLN）

商品コードのJANコードと並びサプライチェーンの電子化には不可欠な事業所コードGLNの急速な普及を図るため、平成19年1月から19年末日まで、10桁及び11桁のGLN専用企業コードについて、次回更新時までの3ヵ年分の申請料を無料とする登録促進策を実施するとともに、JANコード用企業コードはGLN用の企業コードに転用可能であることの周知徹底に努めているところであるが、平成19年度も引き続きこれらGLNの普及に努める。

③ 国際標準の商品識別コード（GTIN）

商品コードを14桁に統一するGTINが平成19年3月から導入された。このGTINの更なる徹底を図るために、引き続き、集合包装用商品コード（ITF）の14桁化、一部の商品において導入がスタートした外箱コードと単品コードとの「不一致型」GTINの調整、国際標準による商品アイテムコード付番の採用等について、セミナー、各種業界団体での説明、パンフレット作成及びJICFS商品データベースを活用した不一致型該当商品の当センターホームページでの紹介（4(1)参照）等を通じて、推進広報活動を強力に行う。

④ 普及啓発のための他団体との協力

流通コードの普及啓発のために、後記「6」の当センターとしての広報普及事業を行うほかに、商工会議所、商工会、共通雑誌コード管理センター、日本図書コード管理センター、各業界団体等が開催する説明会、普及啓発活動等に協力する。

(3) 企業情報検索サービス（GEPiR）

GS1が開発したGEPiRを通じて、JANコード登録企業情報の日本語版検索サービスの提供を継続する。

なお、GEPiRを通じたGLN登録情報提供等利便性向上のため、継続してシステム開発に取り組む。

また、GS1における検討状況を踏まえながら、現在一切無料としているGEPiR利用に係る料金体系の検討にも取り組む。

(4) 共通取引先コード管理システムの更新

共通取引先コード管理システムについて、サーバーシステムメーカーから、機種が古く明年以降部品についてサポートできなくなる旨通告があったところ、共通取引先コードからGLNへの転換にはなおかなりの時間を要する実態を踏まえ、今年度下期中に当該システムを更新する。

2 国際事業（GS1関係）

(1) 流通コードの付番管理

GS1システムに基づき、JANコード、GLN等の流通コードの付番管理を行う（再掲）。

(2) GS1の標準化作業への参画

- ① Global Standards Management Process（GSMP）の改革作業に積極的に参加してきたが、改革後についても積極的に参画することにより、GSMPを通じた国際的な標準化の活動に積極的に係っていく。同時に、日本GCI推進協議会等との協力を通じ、わが国企業のGSMPへの参加を支援する。
- ② 急速に進む情報通信技術（IT）の進展と多様化するユーザーニーズに対応するため、GS1が推進する識別コード、データキャリア、XML-EDIスキーマ等の標準化作業に、わが国企業のニーズ等も踏まえて積極的に参画するほか、わが国の実情と合わない部分については、積極的にCR（Change Request）をGS1に対して発信するとともに、わが国企業からのCR発信についても、日本GCI推進協議会等との協力を通じ、積極的に勧奨、支援して行く。
- ③ その他、GS1の商品分類であるGlobal Product Classification（GPC）を翻訳するとともに、JICFS分類との対応等の検討を引続き行う。
- ④ モバイルコマース東京会議の開催

近年、世界的にもバーコード・シンボルを読取れる携帯電話が出回っていることから、GS1でもその使用形態、標準化の検討を開始し、本年6月には第1回会議をパリで開催した。次回の会議開催について、8月末GS1本部よりQRコード等を利用した携帯電話読み取り利用の最も進んでいる日本で開催したいとの要請を受け、11月初旬に東京で開催することとした。

現在当財団が中心となってQRコードをGS1標準として採択するようGS1本部に対し働きかけており、QRコード利用が一般化していることをGS1各国関係者に訴求する絶好の機会としても本会議を活用するものとする。

(3) EPCglobalネットワークシステム

- ① EPCglobal本部及び各国にあるEPCglobalと緊密な連携を図りつつ、わが国でのEPCglobalの積極的な加入促進、情報提供、普及啓発を行う。

特に、EPCglobalにおいてIndustry Action Groupが立ち上げられた業界の中

で、いまだ加入企業のないアパレル・ファッション関連業界、同じく Industry Action Group 立上げが予定されている航空・防衛、化学業界等に対し、業界団体の加入及び団体傘下企業等の加入を積極的に働きかける。

- ② E P C global ネットワークシステムの標準化作業を行う Industry Action Group、Joint Requirement Group、Hardware Action Group、Software Action Group 等に積極的に参画する。同時に、これら標準化作業へのわが国企業の参加を支援する。
- ③ Industry Action Group 立上げが予定されている家電、航空・防衛、化学品等の準備会合へ積極的に参加する。
- ④ E P C global への加入受付、ネットワークシステムの利用権付与、中央データベースへの E P C の登録作業を継続して行う。
- ⑤ 加入会員企業と緊密に E P C global ネットワークシステムの標準化開発状況等の情報交換を行う。
- ⑥ Auto-ID Labs Japan（慶応義塾大学）及び E C O M（次世代電子商取引推進協議会）と協働しながら「E P C R F I D F O R U M」を共同運営する。
- ⑦ 関係省庁・団体と協力し、E P C global ネットワークシステムに資する国際標準を E P C global 及び I S O に対して提言していく。
- ⑧ 経済産業省はじめ各業界・団体等で行われている電子タグの実証実験に積極的に参画する。

3 その他の国際事業

- (1) アジア太平洋地域の G S 1 加盟組織と連携し、同地域における G S 1 システムの普及促進に努める。
- (2) I S O 国内委員会等を通じて、G S 1 システムに関連する標準の国際標準（I S O）の規格化及び国内標準（J I S）の規格化の制定作業及びそれらの普及活動等に積極的に参画する。
- (3) 国際連合開発計画（U N D P）の国連標準製品・サービスコード（U N S P S C）の日本語版の翻訳及び更新を行う。
- (4) 外国の流通システム等を調査するため、外国に調査団を派遣する。

4 流通情報システム調査研究事業

最近の情報通信技術の急速な進歩、グローバルな流通標準及びわが国の流通効率化の視点を踏まえて、流通システム化に関して、次のような調査、研究及び実験等を行う。

(1) G L Nデータベースの機能強化

平成18年度に開発したG L N登録管理システムを、平成19年4月より運用を開始するとともに、引続きG L N登録者及び利用者の利便性の向上を目指し、システムの機能強化を図る。

(2) J A Nコード統合商品情報データベース（J I C F S / I F D B）事業

流通効率化のために、商品情報をJ A Nコードを使いデータベース化するJ A Nコード統合商品情報データベース（J I C F S / I F D B）事業を引続き行う。

なお、利用者の利便性の向上を図るため、新しい利用分野（Eコマースへの提供、前掲不一致型該当商品の紹介）に積極的に対応して行く。

(3) 流通P O Sデータサービス（R D S）事業

P O Sデータの幅広い活用を促進するため、流通P O Sデータサービス事業を引続き行う。

また、中小事業者等の利用促進のために開発した「比べて店検Web」を広くP Rし、P O Sデータ活用の高度化、参加小売業の拡大を図る。

(4) O B Nシステムの管理運営

流通業を中心とする多様かつ大量なデータの交換を行うための安全性が高く、高速で、帯域が保証された低コストのビジネス用ネットワークであるO B N（オープン・ビジネス・ネットワーク）システムに係る特許の管理及び運用会社であるN T Tコミュニケーションズ等と協力しながら普及に努める。

(5) 流通標準E D Iの管理

引続き流通標準E D Iメッセージ（J E D I C O S）の維持管理を行う。

5 研究会等の事業

流通システム化を調査研究する次に掲げる研究会等を運営し、又は事務局として活動を支援していく。なお、運営及び活動に当たっては、最近の流通システム化の動向を把握し、会員等のニーズを踏まえ、その実行にあたる。

(1) 研究会支援型事業

- ① 流通情報システム研究会
- ② 酒類・加工食品企業間情報システム研究会
- ③ 情報志向型卸売業研究会
- ④ 日本G C I推進協議会

(2) 研究開発型事業

- ① 商店街情報化研究

- ② 医療品・医療機器等のトレーサビリティ調査研究
- ③ G S 1 D a t a B a r (旧称R S S)の適用研究

6 広報普及事業

国際流通標準化機関であるG S 1の活動の活発化、I T化の進展による流通システムの高度化等により、当センターの事業も拡大し、事業内容の適確な広報活動がますます重要になってきている。このような状況を踏まえ、より質の高い情報提供を心がけ、次の事業を引続き実施する。

(1) セミナー等の開催

- ① バーコード入門講座
- ② 新春トップセミナー
- ③ R D Sセミナー
- ④ 商店街情報化フォーラム

(2) 機関誌等の発刊

- ① 機関誌『流通とシステム』（年4回）
- ② 機関紙『流開センターニュース』（年6回）
- ③ その他各種出版物（随時）

(3) ホームページの拡充改善

公益法人制度改革についての実施スケジュールが明らかになったことも踏まえ、当センター事業の透明性をより高めるとの観点から、ホームページの拡充改善に積極的に取り組む。

- ① 日本語版のホームページ (<http://www.dsri.jp>)
- ② 英語版のホームページ (<http://www.gs1jp.org>)

(4) その他

- ① 流通情報システム化に関連する団体等が主催するイベントへの協力
- ② 流通情報システム化に関する資料収集及び情報の提供

(受託事業及び日自振補助事業)

7 国からの受託事業

(i) 「流通システム標準化事業」の受託

経済産業省が平成18年度から実施している「流通システム標準化事業」について、今年度は下記4テーマについて、それぞれ民間企業との共同提案により受託。その

積極的な実施及び成果の普及に努める。

a. 流通業における業界横断的な企業間情報システムの標準化

b. スーパー業界における生鮮品及びアパレル商材に係る次世代標準EDIの実用化のための共同実証

c. 次世代標準EDIの中小流通業への適用に関する調査研究

d. 次世代標準EDIに対応した物流ラベル等の標準化に関する調査研究

(当財団受託合計額：約61百万円。消費税別。以下同じ)

なお、本事業については、それぞれ経済産業省と共同提案者中直接受託者となる民間企業が契約している。当財団はテーマごとに同受託者と上記受託合計額の事業の実施について契約しているが、実質的には経済産業省の事業であるため、国からの受託事業として計上している。(昨年度も同様)

(ii) 「商業動態統計調査における新たな業態等への対応に関する調査研究」の受託

わが国の商業活動を機動的に把握する「商業動態統計調査」の感度を向上させるため、小売業に新業態を加える等の見直しを図ることの可能性及び具体的手法等に関する検討のための調査研究を経済産業省から受託。その積極的な実施に努める。(受託額約5百万円)

8 民間から受託事業

(1) 研究会等への協力

次の研究会等は当センターにとって貴重な意見交換の場であるとともに、わが国企業が標準化について外部に発信する上で重要な機能を果たす点にも留意し、その活動に全面的に協力する。

- ① 情報志向型卸売業研究会（再掲）
- ② 日本GCI推進協議会（再掲）

(2) その他事業への協力

これまでの研究成果及び新技術の動向を踏まえ、団体等からの委託等に応じて、わが国の流通業の一層の効率化・高度化に資する各種調査研究を行う。

9 日本自転車振興会（「日自振」）補助事業

研究開発型事業のうち、以下の流通システムの情報推進等事業については、日本自転車振興会から補助金を受けて実施する。

- (1) 電子商取引基盤整備実態調査
- (2) 地域小売・卸等協働POS活用モデルの開発
- (3) 商店街における顧客情報活用マニュアル作成・普及事業
- (4) RFIDシステムの利活用における運用環境整備調査研究
- (5) 全国家電量販店情報化総合実態調査

(以上)